

第二期福井市子ども・子育て支援事業計画 概要版

1 計画策定の趣旨

- ◆ 福井市では、子ども・子育て支援新制度のスタートにあわせ、「福井市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～令和元年度)を策定し、「教育・保育の量の確保と質の向上」「児童の健全育成」「子育て関連情報の一元的な提供」、また、少子化対策の一環として「結婚の機会の提供」等、8つの項目を重点項目に定めて取り組んできました。
- ◆ 引き続き、少子化対策や子育て支援のための総合的な取組が必要となることから、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、今後多くの子どもの笑顔があふれる活気あるまちを目指すため、現状と課題をふまえながら、第二期計画を策定します。

2 第二期計画のポイント

- ◆ 第一期計画と同様、結婚から子育てまでの総合的な計画とします。
- ◆ 子ども・子育て支援法が求める事項について主に見直し、11の重点施策として定めます。
新たに定める重点施策
「母子の健康の確保と増進(妊娠・出産期)」「子育て期」「要保護児童への支援」
「ひとり親家庭への支援」「子育て支援事業の充実」「子育てにかかる経済的負担の軽減」
- ◆ 重点施策のうち、幼児期の「教育・保育の量の確保と質の向上」に向けては、教育・保育提供区域をこれまでの5区域から13区域へと細分化し、保護者のニーズに合わせたきめ細かな区域ごとに、定員の確保や支援の充実に努めます。また、すべての公私立園において、質の高い教育・保育を等しく提供できるよう取り組みます。

1区域に1園、公立の「拠点園」の配置を進めます。
「拠点園」:地域における公私立園ネットワークのコーディネーター的役割を担うほか、特別な配慮が必要な子ども(障がい児、医療的ケア児、虐待等による要保護児童)の受入、年度途中入園の受入に対応する。
私立園の新設や、老朽化が進む公立園の建替も含めた再配置を進めます。
「福井市の認定こども園、保育所等における質の向上のためのアクションプログラムvol.3」に基づき、園における教育・保育の更なる質の向上や、子どもの健全育成と保護者の親としての成長を支援する場の確保を進めます。
- ◆ 近年の関心や課題を反映し、「子どもの貧困対策の推進」「外国につながる子ども等への支援」を新たな施策として追加します。
- ◆ 令和元年度からの中核市移行に伴い移譲された権限を活かし、手続き等の利便性向上や市民サービス向上のための取組を進めます。
- ◆ 進捗管理を明瞭化するため、基本施策ごとに新たに成果指標を設けて点検・評価を行います。

3 計画期間

令和2年度～令和6年度(5年間)

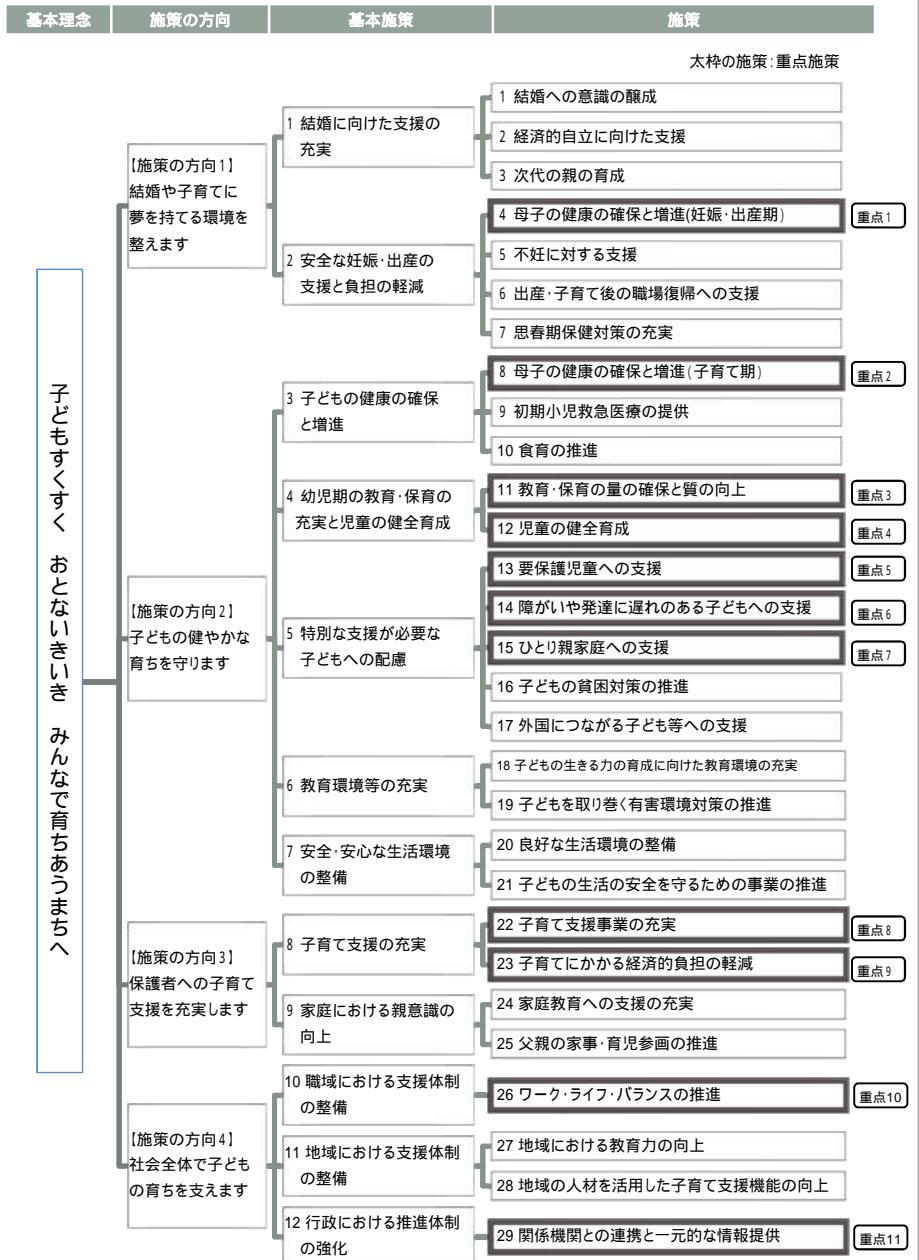
4 計画の位置づけ

- ◆ 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。
- ◆ 第七次福井市総合計画の政策「すべての市民が健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくる」の施策「子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる」を実現するものです。
- ◆ 計画の個々の施策については、本市で策定する各計画と整合性のあるものとします。

5 計画の推進体制と評価

- ◆ 「福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、子ども・子育て支援事業計画に掲げる各種施策の実施状況等について調査審議します。
- ◆ 行政の推進組織である「福井市子ども・子育て支援推進会議」において、施策を総合的に推進します。施策の実施状況について毎年点検・評価するとともに、この結果を公表し、必要に応じて施策内容の見直しを行います。
- ◆ 本計画の中間年である令和4年度に中間評価を実施します。実施結果は、その後の対策や計画の見直し等に反映させます。

6 施策の体系



7 重点施策

本市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況と課題をふまえ、11の施策を重点施策とし、事業を推進します。

(1)(2)母子の健康の確保と増進(妊娠・出産期)(子育て期) 妊娠・子育てサポートセンターふくっこを活用し、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。	(7)ひとり親家庭への支援 ひとり親家庭に対する手当の給付や医療費の助成、資金の貸付等とともに養育費や就労の相談などを行い、ひとり親家庭の自立を総合的に支援します。
(3)教育・保育の量の確保と質の向上 低年齢児や年度途中入園の増加に対応するために保育の受け皿を整理・確保するとともに、多様化する保育ニーズにあわせて利便性やサービスの向上に努めます。また、保育士の確保や教育・保育の質の向上を図ります。	(8)子育て支援事業の充実 地域子育て支援センターや病児保育施設等の内容充実や利便性向上を図ります。
(4)児童の健全育成 留守家庭児童の放課後の預かりニーズに応じて児童クラブの受け皿を確保します。また、携わる職員確保と質の向上を図ります。	(9)子育てにかかる経済的負担の軽減 幼児教育・保育の無償化や子ども医療費助成等の実施により、子育てにかかる経済的負担を軽減します。
(5)要保護児童への支援 関係機関との連携により、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めます。	(10)ワーク・ライフ・バランスの推進 父親の家事・育児参画の推進とあわせて、職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。
(6)障がいや発達に遅れのある子どもへの支援 障がいや発達に遅れのある児童、医療的ケア児等の健全な育成を目指し、受入体制の整備、関係機関の連携や相談体制の強化を図ります。	(11)関係機関との連携と一元的な情報提供 子育て関連機関のネットワークを強化しつつ、子育て関連情報をわかりやすく整理して提供し、相談しやすい、情報を受け取りやすい環境を整えます。

8 指標（施策の展開関係）

基本施策	指標	実績		R6年度
		年度	実績	
1 結婚に向けた支援の充実	結婚意識が明確になり、さらに結婚への意欲が高まった割合	H30	90%以上	90%以上
2 安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減	妊娠・子育てサポートセンターふくっこ相談件数	R1	<開設>	3,150件
3 子どもの健康の確保と増進	乳幼児健診受診率(4か月児健康診査)	H30	96.5%	97.6%
	乳幼児健診受診率(3歳児健康診査)	H30	96.9%	97.4%
4 幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成	待機児童(保育)	R1	ゼロ	ゼロ
	待機児童(学童保育)	R1	ゼロ	ゼロ
	公開保育の実施	H30	7か所	30か所
5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	要保護児童対策地域協議会実務者運営会議の開催回数	R1	12回	12回
	支援の向上を目的とした発達障がい児者支援の人材育成数	R1	延べ12人	延べ72人
6 教育環境等の充実	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける自立支援相談の認知度	R1	23.6%	60.0%以上
	「将来の夢やめざす目標をもっている」と回答した児童生徒の割合	H30	80%	80%以上
7 安全・安心な生活環境の整備	保育園・幼稚園・認定こども園における安全意識の向上に向けた「お散歩安全マップ」の作成・見直し	R2	<開始>	全園
	地域子育て支援センターでの相談会等の年間開催数	H30	1,138回	1,200回
8 子育て支援の充実	保育施設の利用料に対する満足度	H30	59.2%	65.0%
	家庭における親意識の向上	保育園・認定こども園における親意識向上のための取組	R2	<調査開始>
10 職場における支援体制の整備	職場環境改善に関するセミナー参加企業数	R1	40社	延べ200社
	女性が働きやすい職場環境整備に新たに取組む事業所数	H30	10社	50社 (5年間累計)
11 地域における支援体制の整備	子育て・孫育て出前講座の参加者満足度	R2	<調査開始>	80%
	行政における推進体制の強化	子育てについての相談先が無い人の割合	H30	2.5%
12	妊娠や出生時における情報冊子配布率	H30	100%	100%

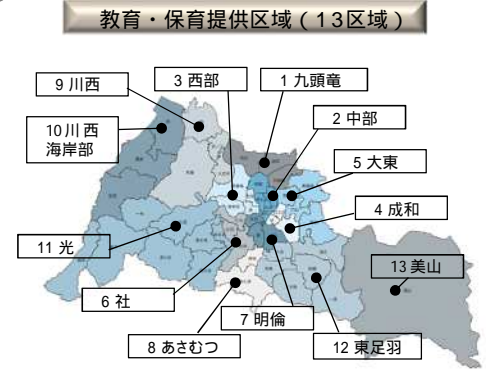
9 「量の見込み」と「確保方策」

(1) 区域設定の趣旨

本市では、地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅から容易に移動できる範囲で、教育・保育提供区域を設定します。

(2) 区域設定

区域設定の趣旨をふまえ、小学校区とほぼ一致する公民館区を最小単位に、保護者のニーズに合わせて、きめ細かく支援を充実させるために細分化し、下図のとおり市内を13区域に設定します。ただし、広域的な利用が見込まれる事業については、市全域を1つの区域とします。なお、設定した区域は、子どもの居住区域外での事業の利用希望を妨げるものではありません。



(3) 「量の見込み」と「確保方策」

事業名	指標	実績		R6年度	確保方策	
		年度	実績			
教育・保育	1号	量の見込み	1,691	1,631	私立園の新設や、公立の「拠点園」の配置、老朽化が進む公立園の整備及び廃園について検討し、区域ごとの需給バランスを整理しながら定員の確保を進めます。 <九頭竜区域> 令和4年度 民間事業者を募集(公立から民間への定員移譲による募集も含む)し、保育園等を新設することで利用定員を確保します。 <明倫区域> 令和3年度 公立保育園の分園設置等により利用定員を確保します。 <その他11区域> 3号(1~2歳、0歳)の定員枠の中での調整や、2号(教育希望)の子どもが1号かつ預かり保育の利用を選択することにより確保可能です。または既に充足しています。	
		確保量	2,523	2,231		
	2号	量の見込み	4,932	5,003		
		確保量	5,709	5,740		
	3号(1~2歳)	量の見込み	777	737		
		確保量	3,044	2,943		
3号(0歳)	量の見込み	3,105	3,153			
	確保量	61	210			
地域子育て支援事業	(1)延長保育事業	量の見込み	2,415	2,245	在園児対象の事業であるため、保育の量の確保と合わせて実施します。(13区域も同様)	
		確保量	2,415	2,245		
	(2)放課後児童健全育成事業	量の見込み	0	0		
		確保量	3,340	3,371		
	(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)	量の見込み	0	196		
		確保量	258	240		
	(4)地域子育て支援拠点事業	量の見込み	1,278	1,278		
		確保量	1,020	1,038		
	(5-1)一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み	5,583	7,682		既存施設で対応可能です。
		確保量	10,680	10,680		
(5-2)一時預かり事業(幼稚園型を除く)	量の見込み	5,097	2,998			
	確保量	145,742	136,447			
(6)病児保育事業	量の見込み	145,742	136,447	在園児対象の事業であるため、確保が可能です。(13区域も同様)		
	確保量	0	0			
(7)利用者支援事業(基本型・特定型)	量の見込み	75,720	83,382			
	確保量	101,822	102,943			
(7)利用者支援事業(母子保健型)	量の見込み	26,102	19,561	既存の施設・事業によって対応が可能です。		
	確保量	5,622	5,165			
(8)妊婦健康診査事業	量の見込み	11,803	11,803			
	確保量	6,181	6,638			
(9)乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	1	1	既存施設で対応が可能です。ただし、今後地域に偏りが無いように新設等も含めて検討します。		
	確保量	1	1			
(10)養育支援訪問事業	量の見込み	0	0			
	確保量	0	2			
(10)養育支援訪問事業	量の見込み	0	2	福井市子育て支援課窓口専任の職員を配置します。 福井市健康管理センター及び福井市清水健康管理センターに「妊娠・子育てサポートセンターふくっこ」を設置し、専任の職員を配置します。		
	確保量	0	0			
(10)養育支援訪問事業	量の見込み	25,189	23,848	実施場所: 県内医療機関、助産所 実施体制: 福井市保健衛生推進員、保健師、助産師(約800人)による訪問 実施機関: 福井市健康管理センター 実施体制: 保健師(専門的相談支援)委託団体(育児・家事支援) 実施機関: 福井市子ども福祉課		
	確保量	2,042	1,962			